



宮 崎 県 公 報

令和 4 年 7 月 5 日 (火曜日) 号外 第 30 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

条 例	頁	
○宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例…………… (人事課) 2		○宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例…………… (建築住宅課) 8
○使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例…………… (財政課) 2		○宮崎県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例…………… (病院局) 10
○県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例…………… (税務課) 6		○教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例…………… (教育庁) 11
		○教育関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例…………… (") 24

本号で公布された条例のあらまし

◎ 公の施設に関する条例の一部を改正する条例 (条例第18号)

1 改正の理由及び主な内容

宮崎県屋外型トレーニングセンターを公の施設として設置するため、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、令和5年4月1日から施行することとしました。

◎ 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例 (条例第19号)

1 改正の理由及び主な内容

長期優良住宅の普及の促進に関する法律の改正に伴い、手数料の新設を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、令和4年10月1日から施行することとしました。

◎ 県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例 (条例第20号)

1 改正の理由及び主な内容

地域再生法に基づく県税の課税免除又は不均一課税を行った場合における地方交付税の減収補てん措置が延長されたこと等に伴い、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日等

この条例は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用することとしました。

◎ 宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 (条例第21号)

1 改正の理由及び主な内容

(1) 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の一部改正等に伴い、同居親族に係る規定を改正する等、所要の改正を行うこととしました。

(2) 期限付一般県営住宅への入居期間の延長を可能とするため、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 宮崎県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 (条例第22号)

1 改正の理由及び主な内容

県立病院の初診加算料の上限額を改める等、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、令和4年10月1日から施行することとしました。

◎ 教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例（条例第23号）

1 改正の理由及び主な内容

新宮崎県体育館を公の施設として設置するため、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとしました。

◎ 教育関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第24号）

1 改正の理由及び主な内容

新宮崎県体育館の設置に伴い、使用料の新設を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとしました。

条 例

公の施設に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年7月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第18号

公の施設に関する条例の一部を改正する条例

公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
別表第1（第2条関係）			別表第1（第2条関係）		
名称	設置目的	位置	名称	設置目的	位置
[略]			[略]		
宮崎県木崎 浜サーフィ ンセンター	[略]		宮崎県木崎 浜サーフィ ンセンター	[略]	
[略]			宮崎県屋外 型トレーニ ングセンタ ー	<u>トップアスリートの誘致等により本 県観光の振興に資するとともに、県 民のスポーツの競技力向上に寄与す るための施設</u>	<u>宮崎市山 崎町浜山 415番87</u>
[略]			[略]		
別表第3（第10条関係）			別表第3（第10条関係）		
名称			名称		
[略]			[略]		
県営えびの高原スポーツレクリエーション施設			県営えびの高原スポーツレクリエーション施設 <u>宮崎県屋外型トレーニングセンター</u>		
[略]			[略]		

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 この条例による改正後の公の施設に関する条例第10条に規定する指定及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年7月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第19号

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

使用料及び手数料徴収条例（平成12年宮崎県条例第9号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前					改正後						
(手数料) 第3条 法令、条例等の規定に基づく申請その他の行為（次項及び附則第2項において「申請等」という。）により次の各号に掲げる事務の実施を求める者は、それぞれ当該各号に掲げる名称の手数料を納めなければならない。 (1)～(452)の6 [略] (452)の7 [略] (452)の8・(452)の9 [略] (452)の10～(452)の18 [略] (453) [略] 2～5 [略] 別表第2（第3条関係）					(手数料) 第3条 法令、条例等の規定に基づく申請その他の行為（次項及び附則第2項において「申請等」という。）により次の各号に掲げる事務の実施を求める者は、それぞれ当該各号に掲げる名称の手数料を納めなければならない。 (1)～(452)の6 [略] <u>(452)の7 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第6項又は第7項の規定に基づく長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に対する審査 長期優良住宅維持保全計画認定申請手数料</u> (452)の8 [略] <u>(452)の9 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅維持保全計画の変更の認定の申請に対する審査 長期優良住宅維持保全計画変更認定申請手数料</u> <u>(452)の10・(452)の11 [略]</u> <u>(452)の12 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条の規定に基づく長期優良住宅維持保全計画の認定を受けた者の地位の承継の承認の申請に対する審査 長期優良住宅維持保全計画の認定を受けた者の地位の承継承認申請手数料</u> (452)の13～(452)の21 [略] (453) [略] 2～5 [略] 別表第2（第3条関係）						
手数料	区	分	単位	金額	備考	手数料	区	分	単位	金額	備考
[略]					[略]	[略]					[略]
452の6 長期 優良住 宅建築 等計画 認定申 請手数 料	住宅の品 質確保の 促進等に 関する法 律（平成 11年法律 第81号） 第6条の 2第3項 に規定す る確認書 （以下こ の項及び <u>452の4</u> の項にお いて「確 認書」と いう。） 又はその 写しの提 出がある 場合	[略]			[略]	452の6 長期 優良住 宅建築 等計画 認定申 請手数 料	住宅の品 質確保の 促進等に 関する法 律（平成 11年法律 第81号） 第6条の 2第3項 に規定す る確認書 （以下こ の項及び <u>452の7</u> の項から <u>452の9</u> の項まで において 「確認書 」という 。）又は その写し の提出が ある場合	[略]			[略]
	[略]						[略]				
						<u>452の7</u> 長期	確認書若 しくは住	認定申 請に係	1戸 建築物 1棟に	19,000円	

					優良住 宅維持 保全計 画認定 申請手 数料	宅性能評 価書又は これらの 写しの提 出がある 場合	る住宅 がその 全部又 は一部 をなす 建築物 の住宅 の戸数		つき	
							1戸を 超え5 戸以下	同		33,000円
							5戸を 超え10 戸以下	同		53,000円
							10戸を 超え25 戸以下	同		88,000円
							25戸を 超え50 戸以下	同		141,000円
							50戸を 超え1 00戸以 下	同		215,000円
							100戸 を超え 200戸 以下	同		364,000円
							200戸 を超え 300戸 以下	同		461,000円
							300戸 超	同		523,000円
						確認書若 しくは住 宅性能評 価書又は これらの 写しの提 出がない 場合	認定申 請に係 る住宅 がその 全部又 は一部 をなす 建築物 の住宅 の戸数	1戸 1戸を 超え5 戸以下 5戸を 超え10 戸以下 10戸を 超え25 戸以下 25戸を 超え50 戸以下 50戸を 超え1 00戸以 下 100戸 を超え 200戸 以下 200戸 を超え 300戸 以下 300戸 超	同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同	71,000円 166,000円 264,000円 522,000円 936,000円 1,611,000円 2,982,000円 4,266,000円 5,230,000円

452の7 [略]						
452の8 [略]						
452の9 長期 優良住 宅維持 保全計 画変更 認定申 請手数 料	基本額 認定申 請に係 る住宅 がその 全部又 は一部 をなす 建築物 の住宅 の戸数	1戸	建築物 1棟に つき	9,000円		
		1戸を 超え5 戸以下	同	17,000円		
		5戸を 超え10 戸以下	同	31,000円		
		10戸を 超え25 戸以下	同	44,000円		
		25戸を 超え50 戸以下	同	82,000円		
		50戸を 超え1 00戸以 下	同	142,000円		
		100戸 を超え 200戸 以下	同	233,000円		
		200戸 を超え 300戸 以下	同	287,000円		
		300戸 超	同	306,000円		
		長期優良 住宅の普 及の促進 に関する 法律第6 条第1項 第1号に 掲げる基 準に係る 変更があ る場合（ 確認書若 しくは住 宅性能評 価書又は これらの 写しの提 出がある 場合を除 く。）の 加算額	1戸	同	52,000円	
			1戸を 超え5 戸以下	同	133,000円	
			5戸を 超え10 戸以下	同	211,000円	
			10戸を 超え25 戸以下	同	434,000円	
			25戸を 超え50 戸以下	同	795,000円	
50戸を 超え1 00戸以 下	同		1,396,000円			
100戸 を超え 200戸 以下	同		2,618,000円			
200戸 を超え 300戸	同	3,805,000円				

			以下		
			300戸	同	4,707,000円
			超		
	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第2号又は第7号に掲げる基準に係る変更がある場合の加算額	認定申請に係る住宅がその全部又は一部をなす建築物の住宅の戸数	1戸	建築物1棟につき	9,000円
			1戸を	同	14,000円
			超え5戸以下		
			5戸を	同	22,000円
			超え10戸以下		
			10戸を	同	43,000円
			超え25戸以下		
			25戸を	同	57,000円
			超え50戸以下		
			50戸を	同	72,000円
			超え100戸以下		
			100戸を	同	129,000円
			超え200戸以下		
			200戸を	同	172,000円
			超え300戸以下		
			300戸	同	215,000円
			超		
452の8	[略]				
452の9	[略]				
452の10	[略]				
452の11	[略]				
452の12	長期優良住宅維持保全計画の認定を受けた者の地位の承継承認申請手数料		1件につき		6,000円
452の13～452の18	[略]				
[略]					
452の13～452の21	[略]				
[略]					

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年7月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第20号

県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例

県税の課税免除等の特例に関する条例(昭和39年宮崎県条例第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税)</p> <p>第7条 地方活力向上地域においては、平成30年6月1日から令和4年3月31日までの期間内に、地域再生法第17条の2第4項に規定する認定事業者(同条第1項第1号に掲げる事業を実施する者に限る。)で、同条第3項の認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで(同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで)の間に、特別償却設備を新設し、又は増設したもの(次項において「移転型設置者」という。)について、当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得(平成30年6月1日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。)に対して課する不動産取得税の課税を免除する。</p> <p>2 県税条例第32条、第32条の4、第36条及び第75条の規定にかかわらず、地方活力向上地域においては、次の各号に掲げる税目の税率は、それぞれ当該各号に定める税率とする。ただし、事業税及び固定資産税に係る当該税率の適用については、当該税率を適用する措置がされた最初の年度以降3箇年度のものに限る。</p> <p>(1) 事業税であって、平成27年10月8日から令和4年3月31日までの期間内に、移転型設置者について、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額(県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。)のうち、当該特別償却設備に係るものとして、総務省令第73号第3条の規定により計算した額に対して初年度以降課するもの 次に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ次に定める税率</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>(2) 不動産取得税であって、平成27年10月8日から令和4年3月31日までの期間内に、地域再生法第17条の2第4項に規定する認定事業者(同条第1項第2号に掲げる事業を実施する者に限る。)で、同条第3項の認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで(同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで)の間に、特別償却設備を新設し、又は増設したもの(次号において「拡充型設置者」という。)について、当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得(平成27年10月8日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。)に対して課するもの 100分の0.4(土地については100分の0.3)</p> <p>(3) 固定資産税であって、平成27年10月8日から令和4年3月31日までの期間内に、移転型設置者及び拡充型設置者について、当該特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産(平成27年10月8日以後において取得したものに限る。)に対して初年度以降課するもの 次の表の左欄に掲げる事業及び同表の中</p>	<p>(地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税)</p> <p>第7条 地方活力向上地域においては、平成30年6月1日から令和6年3月31日までの期間内に、地域再生法第17条の2第4項に規定する認定事業者(同条第1項第1号に掲げる事業を実施する者に限る。)で、同条第3項の認定を受けた日から同日の翌日以後3年を経過する日まで(同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで)の間に、特別償却設備を新設し、又は増設したもの(次項において「移転型設置者」という。)について、当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得(平成30年6月1日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。)に対して課する不動産取得税の課税を免除する。</p> <p>2 県税条例第32条、第32条の4、第36条及び第75条の規定にかかわらず、地方活力向上地域においては、次の各号に掲げる税目の税率は、それぞれ当該各号に定める税率とする。ただし、事業税及び固定資産税に係る当該税率の適用については、当該税率を適用する措置がされた最初の年度以降3箇年度のものに限る。</p> <p>(1) 事業税であって、平成27年10月8日から令和6年3月31日までの期間内に、移転型設置者について、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額(県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。)のうち、当該特別償却設備に係るものとして、総務省令第73号第3条の規定により計算した額に対して初年度以降課するもの 次に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ次に定める税率</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>(2) 不動産取得税であって、平成27年10月8日から令和6年3月31日までの期間内に、地域再生法第17条の2第4項に規定する認定事業者(同条第1項第2号に掲げる事業を実施する者に限る。)で、同条第3項の認定を受けた日から同日の翌日以後3年を経過する日まで(同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで)の間に、特別償却設備を新設し、又は増設したもの(次号において「拡充型設置者」という。)について、当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得(平成27年10月8日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。)に対して課するもの 100分の0.4(土地については100分の0.3)</p> <p>(3) 固定資産税であって、平成27年10月8日から令和6年3月31日までの期間内に、移転型設置者及び拡充型設置者について、当該特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産(平成27年10月8日以後において取得したものに限る。)に対して初年度以降課するもの 次の表の左欄に掲げる事業及び同表の中</p>

欄に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める税率 [略]	欄に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める税率 [略]
--------------------------------------	--------------------------------------

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の県税の課税免除等の特例に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。
(経過措置)
- 改正後の条例第7条の規定は、令和4年4月1日以後に同条に規定する特別償却設備を新設し、又は増設した者に対する事業税、不動産取得税及び固定資産税について適用し、同日前にこの条例による改正前の県税の課税免除等の特例に関する条例第7条に規定する特別償却設備を新設し、又は増設した者に対する事業税、不動産取得税及び固定資産税については、なお従前の例による。

宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年7月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第21号

宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年宮崎県条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(用語の定義) 第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(8) [略] (9)・(10) [略] (入居者資格) 第5条 一般県営住宅に入居することができる者は、次の各号（老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者（次条第3項において「老人等」という。）にあっては、第2号から第5号まで）の条件を具備する者でなければならない。 (1) <u>現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。第5号、次条第4項、第24条第1項、第49条第1号及び第5号、第56条第2号並びに第61条第1号及び第4号において同じ。）があること。</u> (2)～(4) [略] (5) その者又は <u>現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。</u> (入居者資格の特例) 第6条 [略] 2・3 [略]	(用語の定義) 第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(8) [略] (9) <u>同居親族等 入居者と現に同居し、若しくは同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）、児童（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託されている児童をいう。）又は親族に準ずる者として規則で定める者をいう。</u> (10)・(11) [略] (入居者資格) 第5条 一般県営住宅に入居することができる者は、次の各号（老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者（次条第3項において「老人等」という。）にあっては、第2号から第5号まで）の条件を具備する者でなければならない。 (1) <u>同居親族等があること。</u> (2)～(4) [略] (5) その者又は <u>同居親族等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。</u> (入居者資格の特例) 第6条 [略] 2・3 [略]
4 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項に規定する過疎地域その他の規則で定める地域内の一般県営住宅に係る前条の規定の適用については、当	4 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項に規定する過疎地域その他の規則で定める地域内の一般県営住宅に係る前条の規定の適用については、当

該一般県営住宅に入居しようとする者が、現に同居し、又は同居しようとする親族がない場合においても、同条第 1 号の条件を具備する者とみなすことができる。

(期限付入居)

第 8 条の 2 知事は、一般県営住宅の存する区域及びその周辺地域の状況その他の事情を勘案し、規則で定める要件を満たす一般県営住宅を、13年を超えない範囲内において規則で定める期間に限り、第 5 条及び第 6 条に定める入居者資格のほか、規則で定める条件を具備する者を入居させるものとして指定することができる。

2 [略]

3～6 [略]

(同居の承認)

第 24 条 一般県営住宅の入居者は、当該一般県営住宅の入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、知事の承認を得なければならない。

2 [略]

(準用)

第 47 条 第 4 条、第 7 条から第 10 条まで、第 13 条から第 27 条まで、第 32 条から第 38 条まで及び第 56 条の規定は、第 45 条の規定による一般県営住宅の使用について準用する。この場合において、第 7 条中「前 2 条」とあるのは「第 47 条の規定により読み替えて準用される第 56 条」と、第 14 条第 1 項第 1 号中「第 29 条第 1 項又は第 35 条第 1 項」とあるのは「第 35 条第 1 項」と、第 32 条中「第 11 条第 1 項若しくは第 3 項若しくは第 28 条第 3 項若しくは第 4 項の規定による家賃の決定、第 13 条（第 28 条第 5 項又は第 29 条第 8 項において準用する場合を含む。）の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第 15 条第 2 項の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第 29 条第 1 項の規定による明渡しの請求、第 30 条の規定によるあっせん等又は第 36 条の規定による一般県営住宅への入居の措置」とあるのは「第 13 条の規定による家賃若しく

該一般県営住宅に入居しようとする者が、同居親族等がない場合においても、同条第 1 号の条件を具備する者とみなすことができる。

(期限付入居)

第 8 条の 2 知事は、一般県営住宅の存する区域及びその周辺地域の状況その他の事情を勘案し、規則で定める要件を満たす一般県営住宅を、第 5 条及び第 6 条に定める入居者資格のほか、規則で定める条件を具備する者を、入居の期間を限って入居させるものとして指定することができる。

2 [略]

3 期限付入居期間は、16年を超えない範囲内において規則で定める。

4～7 [略]

8 知事は、期限付一般県営住宅の入居者に期限付入居期間の満了までに当該期限付一般県営住宅を明け渡すことができないやむを得ない事情として規則で定める事情があると認める場合において、その者から申出があったときは、規則で定めるところにより期限付入居期間を延長することができる。

9 第 4 項、第 5 項及び次条の規定は、前項の規定による期限付入居期間の延長について準用する。この場合において、第 4 項中「期限付入居決定」とあるのは「第 8 項の規定による期限付入居期間の延長」と、第 5 項中「前項の規定」とあるのは「第 9 項の規定により読み替えて準用する前項の規定」と、同条第 1 項中「第 8 条の規定により入居者を決定したときは、当該入居者として決定された者（以下「入居決定者」という。）」とあるのは「前条第 8 項の規定により期限付入居期間を延長したときは、当該入居者」と、同条第 2 項中「前項の場合において、入居決定者が借上げに係る一般県営住宅の入居決定者又は期限付一般県営住宅の入居決定者であるときは、当該入居決定者に対し、当該一般県営住宅の借上げの期間又は当該期限付入居期間の満了時」とあるのは「前条第 9 項の規定により読み替えて準用する前項の規定による通知をする場合は、当該入居者に対し、延長した期限付入居期間の満了時」と読み替えるものとする。

(同居の承認)

第 24 条 一般県営住宅の入居者は、当該一般県営住宅の入居の際に同居した親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）以外の者を同居させようとするときは、知事の承認を得なければならない。

2 [略]

(準用)

第 47 条 第 4 条、第 7 条から第 10 条まで、第 13 条から第 27 条まで、第 32 条から第 38 条まで及び第 56 条の規定は、第 45 条の規定による一般県営住宅の使用について準用する。この場合において、第 7 条中「前 2 条」とあるのは「第 47 条の規定により読み替えて準用される第 56 条」と、第 14 条第 1 項第 1 号中「第 29 条第 1 項又は第 35 条第 1 項」とあるのは「第 35 条第 1 項」と、第 32 条中「第 11 条第 1 項若しくは第 3 項若しくは第 28 条第 3 項若しくは第 4 項の規定による家賃の決定、第 13 条（第 28 条第 5 項又は第 29 条第 8 項において準用する場合を含む。）の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第 15 条第 2 項の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第 29 条第 1 項の規定による明渡しの請求、第 30 条の規定によるあっせん等又は第 36 条の規定による一般県営住宅への入居の措置」とあるのは「第 13 条の規定による家賃若しく

くは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第15条第2項の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第36条の規定による一般県営住宅への入居の措置又は第46条第1項の規定による家賃の決定」と、第56条第1号中「第26条第1号、第2号又は第3号」とあるのは「第26条各号のいずれか」と読み替えるものとする。

（入居の特例）

第49条 次の各号（老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者にあつては、第2号から第5号まで）の条件を具備する者は、前条に規定する者が改良県営住宅に入居せず、又は居住しなくなった場合は、同条の規定にかかわらず、改良県営住宅に入居することができる。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族があること。
- (2)～(4) 〔略〕
- (5) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員でないこと。

（入居者資格）

第56条 特定公共賃貸住宅に入居することができる者は、次の各号の条件を具備する者でなければならない。

- (1) 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成5年建設省令第16号。以下「特定住宅省令」という。）第26条第1号、第2号又は第3号に該当する者であること。

- (2) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員でないこと。

（入居者資格）

第61条 地域特別賃貸住宅に入居することができる者は、次の各号の条件を具備する者でなければならない。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族があること。
- (2)・(3) 〔略〕
- (4) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員でないこと。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

宮崎県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年7月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第22号

宮崎県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

宮崎県立病院事業の設置等に関する条例（昭和41年宮崎県条例第44号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
別表第2（第6条関係）			別表第2（第6条関係）		
料 金 等	単 位	金 額	料 金 等	単 位	金 額
〔略〕			〔略〕		
2 初診加算料	1件につき	5,093円を超えない範囲内において管理者が定める額	2 初診加算料	1件につき	7,700円を超えない範囲内において管理者が定める額
3 再診加算料	1件につき	2,546円を超えない範囲内において管理者が定める額	3 再診加算料	1件につき	3,300円を超えない範囲内において管理者が定める額
〔略〕			〔略〕		
〔略〕			〔略〕		

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4 年 7 月 5 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第23号

教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例

教育関係の公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前					改正後				
別表第 1 (第 2 条関係)					別表第 1 (第 2 条関係)				
区 分 及 び 名 称		位 置			区 分 及 び 名 称		位 置		
[略]		[略]			[略]		[略]		
宮崎県体育館		[略]			宮崎県体育館		[略]		
宮崎県ライフル射撃競技場		同 田野町乙4765番地の 1			新宮崎県体育館 宮崎県ライフル射撃競技場		延岡市大貫町1丁目2894 宮崎市田野町乙4765番地の 1		
[略]		[略]			[略]		[略]		
別表第 2 (第 4 条関係)					別表第 2 (第 4 条関係)				
[略]					[略]				
宮崎県体育館					宮崎県体育館				
[略]					新宮崎県体育館				
[略]					[略]				
別表第 3 (第 6 条関係)					別表第 3 (第 6 条関係)				
施 設	基 準				施 設	基 準			
	区分	単位	金額	備考		区分	単位	金額	備考
[略]	[略]				[略]	[略]			
宮崎県 体育館	本館競 技場	[略]	1	[略]	宮崎県 体育館	本館競 技場	[略]	1	[略]
				2 「児 童・生 徒」と は、学 校教育 法第1 条に規 定する 学校（ 大学及 び高等 専門学 校を除 く。） に在学 する者 をいう 。					2 「児 童・生 徒」と は、学 校教育 法第1 条に規 定する 学校（ 大学及 び高等 専門学 校を除 く。） に在学 する者 及び未 就学の 者をい う。
			3・4	[略]				3・4	[略]
	別館第 1 競技場	[略]	1	「児 童・生 徒」と は、学 校教育		別館第 1 競技場	[略]	1	「児 童・生 徒」と は、学 校教育

			法第1条に規定する学校（大学及び高等専門学校を除く。）に在学する者をいう。 2・3 [略]						法第1条に規定する学校（大学及び高等専門学校を除く。）に在学する者及び <u>未就学の者</u> をいう。 2・3 [略]
別館第2競技場	[略]		1 [略] 2 「児童・生徒」とは、学校教育法第1条に規定する学校（大学及び高等専門学校を除く。）に在学する者をいう。 3 [略]	別館第2競技場	[略]				1 [略] 2 「児童・生徒」とは、学校教育法第1条に規定する学校（大学及び高等専門学校を除く。）に在学する者及び <u>未就学の者</u> をいう。 3 [略]
	[略]				[略]				
				新宮崎県体育館	メインアリーナ	入場料等を徴収しない場合	1団体1時間につき アマチュアスポーツに利用するとき 午前9時から		1「入場料等」とは、入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんを問わず入

						午後 5時 まで 児童 ・ 生徒 の 団 体 そ の 他 の 団 体 午後 5時 から 午後 10時 まで 児童 ・ 生徒 の 団 体 そ の 他 の 団 体 アマチ ュアス ポーツ 以外に 利用す るとき 午前 9時 から 午後 5時 まで 午後 5時 から 午後 10時	900円以 下 1,800円 以下 1,800円 以下 3,600円 以下 18,000円 以下 36,000円 以下	場する こと に 関し徴 収され る入場 の対価 その他 これに 類する ものを いう。 2 「児 童・生 徒」と は、学 校教育 法第1 条に規 定する 学校（ 大学及 び高等 専門学 校を除 く。） に在学 する者 及び未 就学の 者をい う。 3 1つ の団体 がメイ ンアリ ーナの 一部を 独占し て利用 する場 合の利 用料金 は、当 該金額 の欄に 掲げる 金額に 、メイ ンアリ ーナの 2分の 1以下 の面積 を利用
--	--	--	--	--	--	--	--	---

					利用する とき 午前 9時 から 午後 5時 まで 午後 5時 から 午後 10時 まで	36,000円 以下 72,000円 以下	4 1時 間を単 位とす る利用 料金の 額を計 算する 場合に おいて 1時間 に満た ない端 数があ るとき は、そ の端数 は1時 間とす る。
	サブア リーナ	入場料等 を徴収し ない場合	1団体1 時間につ き アマチ ュアス ポーツ に利用 する とき 午前 9時 から 午後 5時 まで 児童・ 生徒 の 団体 その 他 の 団体 午後 5時 から 午後 10時 まで		600円以 下 1,200円 以下	1 「入 場料等 」とは 、入場 料、会 費、会 場整理 費その 他名称 のいか んを問 わず入 場する ことに 関し徴 収され る入場 の対価 その他 これに 類する ものを いう。 2 「児 童・生 徒」と は、学 校教育 法第1 条に規 定する 学校（ 大学及 び高等 専門学	

						児童・生徒の団体の他に団体アマチュアスポーツ以外に利用するとき	1,200円以下	校を除く。)に在学する者及び未就学の者をいう。
						午前9時から午後5時まで	2,400円以下	3 1つの団体がサブアリーナの一部を独占して利用する場合の利用料金は、当該金額の欄に掲げる金額に、サブアリーナの2分の1以下の面積を利用するときは
						午後5時から午後10時まで	12,000円以下	2分の1、3分の1以下の面積を利用するときは3分の1、4分の1以下の面積を利用するときは4分の1、6分の1以下の面積を利用するときは
					入場料等を徴収する場合	1団体1時間につき アマチュアスポーツに利用するとき 午前9時から午後5時まで 児童・生徒の団	24,000円以下	1,200円以下

						午前 9時 から 午後 5時 まで 児 童 ・ 生 徒 の 団 体 そ の 他 の 団 体 午後 5時 から 午後 10時 まで 児 童 ・ 生 徒 の 団 体 そ の 他 の 団 体 アマチ ュアス ポーツ 以外に 利用す るとき 午前 9時 から 午後 5時 まで 午後 5時	200円以 下 400円以 下 400円以 下 800円以 下 4,000円 以下 8,000円 以下	のいか んを問 わず入 場する ことに 関し徴 収され る入場 の対価 その他 これに 類する ものを いう。 2 「児 童・生 徒」と は、学 校教育 法第1 条に規 定する 学校（ 大学及 び高等 専門学 校を除 く。） に在学 する者 及び未 就学の 者をい う。 3 1つ の団体 が多目 的室の 一部を 独占し て利用 する場 合の利 用料金 は、当 該金額 の欄に 掲げる 金額に 、多目 的室の 2分の 1以下 の面積
--	--	--	--	--	--	---	--	---

			<p>ユアス ポーツ 以外に 利用す るとき 午前 9時 から 午後 5時 まで 午後 5時 から 午後 10時 まで</p>	<p>8,000円 以下</p> <p>16,000円 以下</p>	
トレ ニ ン グ ル ーム	団体が利 用する場 合	1団体1 時間につ き 児童・ 生徒の 団体 その他 の団体		<p>650円以 下</p> <p>1,300円 以下</p>	<p>1 「児 童・生 徒」と は、学 校教育 法第1 条に規 定する 学校（ 大学及 び高等 専門学 校を除 く。） に在学 する者 及び未 就学の 者をい う。</p> <p>2 1時 間を単 位とす る利用 料金の 額を計 算する 場合に おいて 1時間 に満た ない端 数があ るとき は、そ の端数 は1時</p>
	個人が利 用する場 合	1人1時 間につ き 児童・ 生徒 その他 の者		<p>100円以 下</p> <p>200円以 下</p>	

				間とす る。
会議室	会議室 1	1 時間 につき	200 円以 下	1 1 つ の団体 が会議 室 4 の 一部を 独占し て利用 する場 合の利 用料金 は、当 該金額 の欄に 掲げる 金額に 、会議 室の 2 分の 1 以下の 面積を 利用す るとき は 2 分 の 1、 4 分の 1 以下 の面積 を利用 すると きは 4 分の 1 を乗じ て得た 額 (10 円に満 たない 端数が あると きは、 その端 数は 10 円とす る。) 以 下とす る。 2 1 つ の団体 が会議 室 5 の 一部を 独占し て利用
	会議室 2	同	200 円以 下	
	会議室 3	同	200 円以 下	
	会議室 4	同	500 円以 下	
	会議室 5	同	700 円以 下	
	応接室	同	200 円以 下	

る消耗 器材は 含まな い。)	移動式	間につき	100円以 下	料金の 額を計 算する 場合に おいて 1時間 に満た ない端 数があ るとき は、そ の端数 は1時 間とす る。 2 持込 電気器 具用電 気の利 用料金 は、当 該電気 器具に 表示さ れた電 力に1 キロワ ット未 満の端 数があ るとき は、1 キロワ ットと して算 定する 。
	バレーボ ール用具	同	60円以下	
	ハンドボ ール用具	同	60円以下	
	フットサ ール用具	同	60円以下	
	テニス用 具	同	60円以下	
	バドミン トン用具	同	60円以下	
	卓球用具			
	競技専 用	一式1日 につき	4,610円 以下	
	競技専 用以外	1台1時 間につき	60円以下	
	体操用具			
	競技専 用	一式1日 につき	3,450円 以下	
	競技専 用以外	1種目1 時間につ き	60円以下	
	新体操マ ット	1時間に つき	100円以 下	
	トランポ リン	同	100円以 下	
	電光表示 盤	同	130円以 下	
	長机	同	10円以下	
	椅子	同	10円以下	
	その他の 器具類	同	60円以下	
	持込電気 器具用電 気	1キロワ ットにつ き	230円以 下	
放送設備	1時間に つき	500円以 下		
照明設備				
メイン アリー ナ				
750 ルク ス以 上	同	300円以 下		
1,0 00ル クス 以上	同	500円以 下		
サブア リーナ				
750	同	100円以 下		

		ル ク ス 以 上		下
		空調設備		
		メインアリーナ	同	6,900円 以下
		競技場観客席	同	8,100円 以下
		サブアリーナ	同	1,600円 以下
		競技場観客席	同	2,300円 以下
		多目的室（地域武道センター）	同	600円以 下
		会議室 1	同	100円以 下
		会議室 2	同	100円以 下
		会議室 3	同	100円以 下
		会議室 4	同	100円以 下
		会議室 5	同	100円以 下
		応接室	同	100円以 下
[略]	[略]			

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、別表第3の改正規定中宮崎県体育館に関する部分及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の教育関係の公の施設に関する条例第4条に規定する指定及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

教育関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年7月5日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

宮崎県条例第24号

教育関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

教育関係使用料及び手数料徴収条例（平成13年宮崎県条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(使用料)	(使用料)
第2条 次の各号に掲げる公の施設を利用する者は、それぞれ当該	第2条 次の各号に掲げる公の施設を利用する者は、それぞれ当該

各号に掲げる名称の使用料を納めなければならない。ただし、教育関係の公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第36号）第6条第1項の規定により、教育関係の公の施設を管理する指定管理者が、当該教育関係の公の施設の利用料金を収受している場合は、この限りでない。

(1)～(3) [略]

(4)～(8) [略]

2 [略]

別表第1（第2条関係）

使用料	区 分	単 位	金 額	納 期	備 考
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
3 体 育館 使用 料	本館 競 技場	[略]	[略]	[略]	1 [略] 2 「児童・生徒」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学及び高等専門学校を除く。）に在学する者をいう。 3・4 [略]
	別館第1競 技場	[略]	[略]	[略]	1 「児童・生徒」とは、学校教育法第1条に規定する学校（大学及び高等専門学校を除く。）

各号に掲げる名称の使用料を納めなければならない。ただし、教育関係の公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第36号）第6条第1項の規定により、教育関係の公の施設を管理する指定管理者が、当該教育関係の公の施設の利用料金を収受している場合は、この限りでない。

(1)～(3) [略]

(4) 新宮崎県体育館 新体育館使用料

(5)～(9) [略]

2 [略]

別表第1（第2条関係）

使用料	区 分	単 位	金 額	納 期	備 考
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
3 体 育館 使用 料	本館 競 技場	[略]	[略]	[略]	1 [略] 2 「児童・生徒」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学及び高等専門学校を除く。）に在学する者及び未就学の者をいう。 3・4 [略]
	別館第1競 技場	[略]	[略]	[略]	1 「児童・生徒」とは、学校教育法第1条に規定する学校（大学及び高等専門学校を除く。）

						5時 から 午後 10時 まで			満た ない 端数 がある ときは 、その 端数は 1時間 とする 。
									。
	サ ブ ア リ ニ ナ	入 場 料 等 を 徴 収 し な い 場 合	1 団 体 1 時 間 に つ き			ア マ チ ユ ア ス ポ ー ツ に 使 用 す る と き			1 「入 場料等 」とは 、入場 料、会 費、会 場整理 費その 他名称 のいか んを問 わず入 場する ことに 関し徴 収され る入場 の対価 その他 これに 類する ものを いう。
						午 前 9時 から 午後 5時 まで	600円		
						児 童 ・ 生 徒 の 団 体 そ の 他 の 団 体	1,200円		2 「児 童・生 徒」と は、学 校教育 法第1 条に規 定する 学校（ 大学及 び高等 専門学 校を除 く。） に在学 する者 及び未 就学の 者をい う。
						午 後 5時 から 午後 10時 まで	1,200円		
						児 童 ・ 生 徒 の 団 体 そ の	2,400円		3 1つ の団体

						他 の 団 体 ア マ チ ユ ア ス ポ ー ツ 以 外 に 使 用 す る と き 午 前 9 時 か ら 午 後 5 時 ま で 午 後 5 時 か ら 午 後 10 時 ま で	12,000円		がサブ アリー ナの一 部を独 占して 使用す る場合 の使用 料は、 当該金 額の欄 に掲げ る金額 に、サ ブアリ ーナの 2分の 1以下 の面積 を使用 すると きは2 分の1 、3分 の1以 下の面 積を使 用する ときは 3分の 1、4 分の1 以下の 面積を 使用す るとき は4分 の1、 6分の 1以下 の面積 を使用 すると きは6 分の1 を乗じ て得た 額(10 円に満 たない 端数が あると きは、 その端
					入 場 料 等 を 徴 収 す る 場 合	1 団 体 1 時 間 に つ き ア マ チ ユ ア ス ポ ー ツ に 使 用 す る と き 午 前 9 時 か ら 午 後 5 時 ま で 児 童 ・ 生 徒 の 団 体 そ の 他 の 団 体 午 後 5 時 か ら	1,200円		
							2,400円		

						午後 10時 まで 児 童 ・ 生 徒 の 団 体 そ の 他 の 団 体 ア マ チ ユ ア ス ポ ー ツ 以 外 に 使 用 す る と き	2,400円		数は10 円とす る。)と する 。 。 4 1時 間を単 位とす る使用 料の額 を計算 する場 合にお いて1 時間に 満たな い端数 がある ときは 、その 端数は 1時間 とする 。 。
						午前 9時 から 午後 5時 まで	24,000円		
						午後 5時 から 午後 10時 まで	48,000円		
	多 目 的 室 (地 域 武 道 セ ン タ ー)	入 場 料 等 を 徴 収 し な い 場 合	1 団 体 1 時 間 に つ き ア マ チ ユ ア ス ポ ー ツ に 使 用 す る と き	午前 9時 から 午後 5時 まで	児 童 ・ 生		200円		1 「入 場料等 」とは 、入場 料、会 費、会 場整理 費その 他名称 のいか んを問 わず入 場する ことに 関し徴 収され る入場 の対価 その他

						徒 の 団 体 そ の 他 の 団 体 午 後 5 時 か ら 午 後 10 時 ま で	400円		これに類するものをいう。 2 「児童・生徒」とは、学校教育法第1条に規定する学校（大学及び高等専門学校を除く。）に在学する者及び未就学の者をいう。
						児童・生徒の団体	400円		
						その他 の 団 体 ア マ チ ユ ア ス ポ ー ツ 以 外 に 使 用 す る と き	800円		3 1つの団体が多目的室の一部を独占して使用する場合の使用料は、当該金額の欄に掲げる金額に、多目的室の2分の1以下の面積を使用するとき
						午前9時から午後5時まで	4,000円		は2分の1を乗じて得た額（10円に満たない端数がある
						午後5時から午後10時まで	8,000円		
					入場料等を徴収する場合	1団体1時間につき アマチユアスポーツ			

								に使用 すると き 午前 9時 から 午後 5時 まで 児童 ・生徒 の団体 その他 の団体 午後 5時 から 午後 10時 まで 児童 ・生徒 の団体 その他 の団体 アマチ ュアス ポーツ 以外に 使用す るとき 午前 9時 から 午後 5時	400円	800円	800円	1,600円	8,000円	るとき は、そ の端数 は10円 とする 。)と する。 4 1時 間を単 位とす る使用 料の額 を計算 する場 合にお いて1 時間に 満たな い端数 がある ときは 、その 端数は 1時間 とする 。
--	--	--	--	--	--	--	--	--	------	------	------	--------	--------	--

						まで 午後 5時 から 午後 10時 まで	16,000円	
	ト レ ニ ン グ ル ニ ム	団体が 使用す る場合	1団体1 時間につ き 児童・ 生徒の 団体 その他 の団体	650円 1,300円				1 「児 童・生 徒」と は、学 校教育 法第1 条に規 定する 学校（ 大学及 び高等 専門学 校を除 く。） に在学 する者 及び未 就学の 者をい う。 2 1時 間を単 位とす る使用 料の額 を計算 する場 合にお いて1 時間に 満たな い端数 がある ときは 、その 端数は 1時間 とする 。
		個人が 使用す る場合	1人1時 間につ き 児童・ 生徒 その他 の者	100円 200円				
	会 議 室	会議室 1	1時間に つき	200円				1 1つ の団体 が会議 室4の 一部を 独占し て使用 する場
		会議室 2	同	200円				
		会議室 3	同	200円				
		会議室 4	同	500円				

								下の面積を使用するときは3分の1を乗じて得た額（10円に満たない端数があるときは、その端数は10円とする。）とする。
								3 1時間を単位とする使用料の額を計算する場合において1時間に満たない端数があるときは、その端数は1時間とする。
								1 1時間を単位とする使用料の額を計算する場合において1時間に満たない端数があるときは、その端数は
	附帯設備器具（使用に要する消耗器具	バスケットボールゴール	固定式	1組1時間につき	60円			
			移動式	同	100円			
			バレーボール用具	同	60円			
			ハンドボール用具	同	60円			
			フットサル用	同	60円			

材 は 含 ま な い 。)	具			1時間 とする
	テニス 用具	同	60円	。
	バドミ ントン 用具	同	60円	2 持込 電気器 具用電 気の使用 料は、
	卓球用 具			当該 電気器 具に表 示され た電力 に1キ ロワッ ト未満 の端数 がある ときは
	競技 専用	一式1日 につき	4,610円	、1キ ロワッ トとし て算定 する。
	競技 専用 以外	1台1時 間につき	60円	
	体操用 具			
	競技 専用	一式1日 につき	3,450円	
	競技 専用 以外	1種目1 時間につ き	60円	
	新体操 マット	1時間に つき	100円	
	トラン ポリン	同	100円	
	電光表 示盤	同	130円	
	長机	同	10円	
	椅子	同	10円	
	その他 の器具 類	同	60円	
	持込電 気器具 用電気	1キロワ ットにつ き	230円	
	放送設 備	1時間に つき	500円	
照明設 備				
メイ ンア リー ナ				
7 50 ルク ス以 上	同	300円		
1 ,0 00 ルク ス	同	500円		

						ス 以 上 サブ ア リ ー ナ ー 7 50 ル ク ス 以 上	同	100円		
						空調設 備				
						メイ ン ア リ ー ナ ー 競 技 場	同	6,900円		
						観 客 席	同	8,100円		
						サブ ア リ ー ナ ー 競 技 場	同	1,600円		
						観 客 席	同	2,300円		
						多 目 的 室 （地 域武 道セ ンタ ー）	同	600円		
						会 議 室1	同	100円		
						会 議 室2	同	100円		
						会 議 室3	同	100円		
						会 議 室4	同	100円		
						会 議 室5	同	100円		
						応 接 室	同	100円		
4～8	[略]					5～9	[略]			

附 則

この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、別表第1の3の項の改正規定は、公布の日から施行する。

